さあ行こう明るい未来へ 先ず投票

2月12日は八幡市長選挙です

投票 午前7時から午後8時まで
開票 午後8時45分から
市文化センター・小ホール

八幡市長の任期満了（2月26日）に伴い「八幡市長選挙」が2月5日（日）に告示され、2月12日（日）に行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

投票できる人

市長選挙に投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

①日本国民

②平成23年11月4日以前に八幡市に住民登録をし、投票時において、引き続き住民登録のある人

③平成4年2月13日以前に生まれた人

市内転居をされた人

八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日によって投票所が変わります。

【今年1月27日までに届け出をした場合】

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年1月28日以降に届け出をした場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で入場券の交付を受けてください。

期日前投票のご利用を！

2月6日（月）～11日（土・祝）
午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・警備員室前

期日前投票は、一般の投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投入する制度です。

投票日当日に次の理由等で投票できない人は、ご利用ください。

▽当日仕事がある人（仕事場が投票区の区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される人はこれに該当します）

▽当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人

※土・祝日も受け付けています。入場券をお持ちください。（印かんは不要）

▌▌病院等の不在者投票施設や海在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までどおりです。早めの手続きをお願いします。

在宅障がい者は郵便投票も可

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

この方法で投票ができるのは、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳（戦傷病者手帳）の交付を受け、次の要件に該当する人または介護保険の被保険者証に「要介護5」として記載されている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がいの程度や移動機能の障がい級（特別項症から）または2級（第2項症まで）の人

②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級（特別項症から）または3級（第3項症まで）の人

③免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級の人

④前掲の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

要件に該当し郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要です。

▼郵便等投票証明書の交付を受けていない場合

早めに身体障がい者手帳か戦傷病者手帳もしくは、介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に関係なく随時受け付けています。

▼郵便等投票証明書の交付を受けている場合

選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を提出していますので、郵便等投票証明書を持って請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。

※郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前（2月8日）までです。

点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は、「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の事務従事者が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

選挙公報をお届けします

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。

この選挙公報は投票日の2日前までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になっても届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

パソコン受付実施

市内のすべての投票所でパソコンによる受け付けを実施します。パソコンでの受け付けは、投票所入場券に記載しているバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。

入場券を忘れずに折り曲げないでご持参ください。

平成23年度京都府明るい選挙啓発ポスター佳作　松井志穂さん（男山東中2年）の作品

あなたの投票所はこちらです

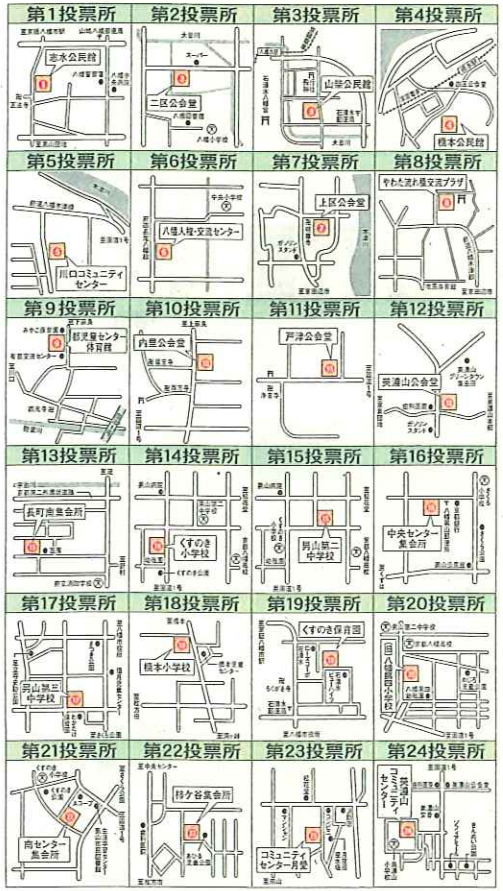

投票所設置場所一覧

投票区	投票所（設置場所）	対象地域
❶	志水公民館	一区（一部）
❷	二区公会堂	二区（双栗含む）
❸	山崎公民館	三区（一部）
❹	橋本公民館	橋本（一部）
❺	川口コミュニティセンター	川口（高原を除く）・八幡（善買・小西）
❻	八幡人権・交流センター	六区
❼	上区公会堂	上区
❽	やわた流れ橋交流プラザ	中区
❾	都児童センター体育館	下区
❿	内里公会堂	内里
⓫	戸津公会堂	戸津（一部）
⓬	美濃山公会堂	美濃山・戸津（一部）・八幡（御幸谷の一部）
⓭	長町南集会所	八幡（長町・樋ノ口）・川口（高原）
⓮	くすのき小学校	男山（金振・竹園の一部）
⓯	男山第二中学校	男山（石城・弓岡）
⓰	中央センター集会所	男山（八筋・泉）
⓱	男山第三中学校	男山（美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月）
⓲	橋本小学校	橋本（一部）・西山
⓳	くすのき保育園	三区（一部・石清水ビューハイツ含む）
⓴	（旧）八幡第四小学校※	男山（吉井・松里）・八幡（安居塚・中ノ山・南山・御前・長谷の一部・福禄谷の一部）
㉑	南センター集会所	男山（香呂・竹園の一部）
㉒	特ケ谷集会所	八幡（特ケ谷・長谷の一部・福禄谷の一部）
㉓	コミュニティセンター月殿	八幡（月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部）
㉔	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷

※今回から（旧）八幡第四小学校の投票場所が、体育館から校舎内に変わります。

投票は午前7時から午後8時まで

入場券を忘れずに

投票所については「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

▼投票所入場券が2月8日になっても届かないときは選挙管理委員会へ問い合わせください。万一入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★今回から入場券の裏面を宣伝書兼請求書にしました。

期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

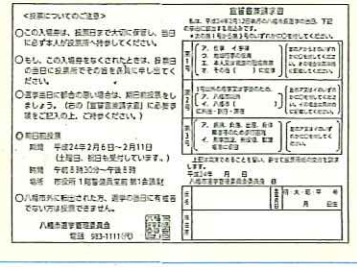

夢ある未来に貴重な一票

市選挙管理委員会委員長　道上 幸彦

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは大切なことです。

八幡市選挙管理委員会では、新成人の皆さんに選挙への招待状をお送りし、有権者の仲間入りされたことをお知らせしています。

投票を棄権することは私達の権利と義務を放棄することになります。

すべての有権者の皆さんが、八幡の未来を託す貴重な一票を投じられますよう願っています。

選挙に関する問い合わせ　八幡市選挙管理委員会（市役所2階）☎983－5635（直）　☎983－1111（代）